

令和 7 年度 下 半期 指定管理者管理運営状況シート

1. 施設の概要

施設名	みやこ園	所管課	障がい福祉課
所在地	岐阜市都通2丁目23番地		
指定管理者名	社会福祉法人 岐阜市社会福祉事業団		
指定期間	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで		
選定方法	☐ 公募 ☒ 非公募		
料金制	☒ 使用料 ☐ 利用料金 ☐ 料金徴収なし		
指定管理委託料(年額)	83,762,000円/年		
施設の設置目的	地域の障がい児の健全な発達において中核的な役割を担う機関として、障がい児を施設に通わせて、高度の専門的な知識及び技術を必要とする児童発達支援を提供し、あわせて障がい児の家族、指定障害児通所支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行う。		
施設概要	◇構造：鉄筋耐火構造5階建 5階建のうち3階 ◇延床面積：606.61㎡ ◇施設内容：訓練・検査室、医務室（診察室）、沐浴室、便所、事務室、倉庫、更衣室		

2. 利用状況

		R7下半年	R7上半期	R6下半年	R6上半期	R5下半年
利用者数(単位:人)		2,379	2,639	2,901	2,577	2,561
内訳 (人)	児童発達支援	644	691	731	662	677
	外来診療等	1,735	1,948	2,170	1,915	1,884
各室稼働 状況 (人)	医務室（診察室）	241	268	311	272	284
	訓練・検査室	2,138	2,371	2,590	2,305	2,277

3. 業務の履行確認

区 分	確 認 事 項	履 行 状 況
利用者サービス	①開園日・開園時間の遵守 ②適切な人員配置 ③広報の方策 ④苦情への対応	①岐阜市児童発達支援センター条例施行規則のとおり履行 ②管理者1名（指導員兼務）、児童発達支援管理責任者1名、相談支援専門員1名、言語聴覚士4名、児童指導員1名、保育士2名、指導員1名、訪問支援員7名（兼務7）、事務員1名、嘱託医4名 ③『鳩時計PⅡ』月1回発行。「岐阜県新生児聴覚検査支援事業検討会」「岐阜県難聴児支援に関する検討会」「岐阜県難聴児支援センター会議」に出席し、早期発見早期療育について周知。早期発見ポスターの再配布。 ④苦情箱設置「岐阜市社会福祉事業団苦情解決に関する事業実施要綱」に基づき解決のしぐみを取っている。園内ポスター掲示と利用者への年度当初の告知 給食衛生管理において賞味期限及び異物混入のチェックシートを導入し、担当職員及び管理職による二重確認をルーチン化した。事案発生後、担当課へ報告し、再発防止策の徹底を全職員に周知した。
自主事業・提案事業	①岐阜県難聴幼児地域療育等支援事業の実施 ※岐阜県難聴児支援事業（指導等事業/研修事業）	①下期11件実施（県地域療育等支援事業） 診療部門で聴覚障がいの診断後、療育機関を決定するまでそれぞれの家庭環境や児の状態に合わせ相談を繰り返した。 ※下期1件実施
施設管理	①日常・定期清掃業務 ⑤電気設備保守点検 ②警備業務 ⑥昇降機保守点検 ③空調設備保守点検 ⑦害虫駆除業務 ④消火設備保守点検	①日常定期清掃業務 トイレ、フロア清掃毎日1回、ワックス清掃（10/13） ②夜間警備毎日午後9時、警備会社による巡回 ③空調設備毎日点検 ④消火設備点検年2回（9/12-13、3/6-7実施） ⑤電気設備点検月1回 ⑥昇降機点検月2回 ⑦害虫駆除（12/15、12/22実施）

施設修繕	下記の観点からの修繕実施状況 ・迅速な修繕の実施 ・指定管理者のノウハウを生かした修繕・整備	・ロビー天井修繕 ・事務室手すり修繕
危機管理・法令遵守	①個人情報の保護 ②非常時の対応策 ③関係法令の遵守	①岐阜市社会福祉事業団個人情報保護規程の遵守 ②土砂災害、水害を含めた避難確保計画に沿った備蓄品整備 消費期限の確認/入替 ・避難訓練毎月実施 福祉健康センター全体での訓練（12/19） ・民間警備会社への非常通報装置設置 ・各部屋に防犯ブザー配置 ③児童福祉法等の関係法令を遵守すべく、職員にその旨周知。 毎月、虐待防止チェックを行い虐待防止委員会へ出席

4. 利用者評価

利用者アンケートの実施状況	きこえクラス（1/26-2/24）／ことばクラス（1/26-2/13）に実施。回収率は、きこえクラス87%、ことばクラス80%。家庭の事情や体調不良による長期欠席があり全てを回収することはできなかった。 療育の形態が異なるため、きこえクラス、ことばクラス、別用紙を用いて実施した。
利用者アンケートの実施結果	別紙（きこえクラス、ことばクラス、それぞれに実施）
利用者からの要望・苦情と対応・改善	・未満児（0-2才児）が多くなり、駐車場までの距離、横断歩道を渡ることへの不便さなどがニーズとして挙がっているが、現状では難しいことをお伝えした。安全面については、警察への通報等連携を密にする。 ・児童発達支援管理責任者を療育に入れ、職員の指導力向上を図った。

5. 指定管理者の選定基準に基づく評価

区分	選定基準	評価項目	具体的な業務要求水準	評価		
				指定管理者	所管課	評価委員会
公平性 透明性	住民の平等利用が確保されること	平等利用を確保するための体制、モニタリングなど	・施設を広く周知するため、保健所、医療機関、学校などへ広報・啓発を実施。	A	A	A
		情報公開、広報の方策	・指定管理者が発行する機関誌による広報。 ・指定管理者が定めた「情報公開規程」に基づき対応。	A	A	A
		区分評価				A
効果性	事業計画書の内容が、対象施設の効用（設置目的）を最大限発揮するものであること	既存業務の改善、工夫又は新規の魅力的な提案の有無、内容	・ことば遅れケースへの体験療育の実施と対象の拡大 ・在園生の通う保育園・幼稚園を訪問し、先生方に関わり方のアドバイス。卒園生への継続的フォローの実施	A	A	A
		利用者ニーズ、苦情などの把握方法及び対応方策など	・保護者との懇談を行い、要望を把握する。 ・指定管理者が作成した「苦情解決に関する事業実施要綱」に基づき対応	A	A	A
		利用者に対するサービス向上の方策（窓口対応、プロモーション、設備の整備など）	・外部研修で学んだ知識、情報、技術を職員間で共有する。 ・聴覚障がい児教育の専門家から日頃の療育のアドバイスを受ける内部研修の継続実施	A	A	A
		利用促進、利用者増の方策	・指定管理者が発行する機関誌による広報 ・早期発見ポスターの配布 ・体験療育の実施	A	A	A
		サービスの質を確保するための体制、モニタリングなど	・利用者へのアンケートを実施	A	A	A
		施設の効用（設置目的）を最大限発揮できるスタッフの配置	・言語聴覚士等の専門職員の配置	A	A	A
		区分評価				A

区 分	選定基準	評 価 項 目	具体的な業務要求水準	評 価		
				指定 管理者	所管課	評価 委員会
効率性	事業計画書の内容が、管理経費の縮減が図られるものであること	収支計画の妥当性	・収支計画に沿った運営	A	A	A
		管理経費縮減の具体的方策	・講演会等の行事に関する事務通信費の縮減 ・節水及び節電による光熱水費の縮減	A	A	A
		スタッフ配置の妥当性(無理はないか)	・児童発達支援センターとしての最低基準	A	A	A
		区分評価				A
安定性 安全性	事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること	経営基盤の安定性	・民事再生法や破産法に基づく再生／破産手続き開始の申立てをしていない。 ・法人市税等の滞納がない。	A	A	A
		組織及びスタッフ(採用予定者も含む)の経歴、保有する資格、ノウハウ、専門知識等	・言語聴覚士等の専門性をもった職員を配置	A	A	A
		スタッフ(採用予定者も含む)の管理、監督体制	・管理者、チームリーダー、主任スタッフを配置し、スタッフの監督、指導、育成を実施	A	B	B
		スタッフ(採用予定者も含む)の人材育成の方策	聴覚障がい児教育の専門家による職員研修実施	A	A	A
		リスクへの対応方策(防止策、非常時の対応マニュアルなど)	・災害対応マニュアルを策定。今後マニュアルの周知、マニュアルに基づき整備を予定	B	B	B
		リスクへの対応能力(資金力、損害賠償能力など)	・保険に加入し、賠償責任が問われる事案に対応。	A	A	A
		区分評価				A
貢献性	事業計画書の内容が、岐阜市あるいは施設がある特定の地域(以下「地元」という。)の振興、活性化などに貢献できるものであること	地元の法人その他の団体の育成(一部業務の再委託先)	・小学校に出向き、教員を対象に研修や、児童・生徒を対象に授業を行う。 ・地域の専門学校、大学等の実習生受け入れ	A	A	A
		地元での資材等の調達	・地元の業者に発注	A	A	A
		地元での社会活動等への参加	・地域の事業所や小学校に対し、職員研修や難聴理解授業の講師として参加。	A	A	A
		その他地元への貢献に関すること	・岐阜市内乳幼児の聴力検査の実施。	A	A	A
		区分評価				A

6. 指定管理者の取組みに対する自己評価(良否、課題と解決策など)

今期の取組み に対する評価	1) 利用者から要望の出ている対面での養育者講座(11/18実施)の外部講師として、聴覚障がい者ご本人でもある『島根県やすらぎこども園 園長 福島朗博先生』をお招きし実施した。園児保護者ほか関係機関職員合わせて30名が参加した。情報保障として、手話通訳とパソコン要約筆記を手配した。また保護者が参加しやすいように託児ボランティアを募り3名が利用した。午後は指導者対象研修会とし、関係機関(21名)が参加した。 2) 運動機能が心配な園児(5名)を対象として、外部専門職(PT等)による運動機能チェックを行い、適切な機関(リハビリ等)に繋いだ。(11/26、1/28) 3) 卒園生保護者に依頼し、利用者保護者(参加者21名)に向けて子育てについての講演会を実施した。(2/9実施) ボランティアによる託児を実施した。(託児3名) 4) 個別療育のため横の繋がりが持ちにくいことばクラス保護者を対象として、「ことばクラス親の集まり」を実施した。(10/3 3名参加。2/4 4名参加。) ※以上の取組みにより療育の質の向上、養育者支援について一定の成果を得た。 5) 県難聴児支援センター会議に毎月出席し、聴覚障がい乳幼児療育の専門機関として、現在の県内の難聴児支援の問題点を提起し、特に東濃地区の難聴児支援改善に向けて働きかけた。 6) 園児就学予定先の小学校職員(2校3名)をお招きし「就学に関する連絡会」を実施し、みやこ園の療育見学と話し合いを行い、利用児の引継ぎを行った。(2/17実施) 7) 卒園生への支援の一つである在籍校への職員研修について、6年間にわたる過去の事例報告をみやこ園紀要に掲載し関係機関に配布した。 8) 遠隔地から通う重複障がい2才児について、併行利用する地元の療育センターを訪問し進路について意見交換と事業所職員への助言を行った。 ※以上の取組みにより関係機関との連携について一定の成果を得た。 9) 一部利用者から要望のある養育者講座のリモートについて、今期も対応できる体制を整えた(対面を希望され利用は無し) 10) 耳鼻科嘱託医の所属する岐阜大学附属病院耳鼻咽喉科の都合により、医師や診療日の変更が多かったため、東海北陸厚生局への届け出を確実にし、検査予約日の変更については丁寧なお願いと謝罪をし、問題なく対応した。 【自己評価】 給食における賞味期限切れの牛乳提供という重大な事案を発生させた。本件については記者対応等を通じて公に説明を行うとともに、対象利用者への謝罪と、全職員(給食提供業者含む)による徹底した再発防止策(マニュアルの刷新、複数人によるチェック体制の確立)を講じた。今後は安全管理と高度な専門性との両立を最優先課題とし、信頼回復に努めるとともに、在園児の多様な発達課題に対し、関係機関と一層緊密に連携して支援を継続していく。
前回までの意見を 踏まえた取組み状況	・ 診療所の新生児聴覚スクリーニング精査機関辞退に伴い、難聴診断のスピードが遅れることが懸念されたが、関係機関との連携を深めることで特に変化は見られなかった。 ・ 療育に関しては、各クラス担当者の裁量で振替等の日程調整をする等、通いやすくする工夫をした。
今後の取組み	・ 給食の安全性を確保する。単なるマニュアル化に留まらず、ヒヤリハット事例の共有を毎朝の打ち合わせ会議にて共有し、安全意識の形骸化を防ぐ。 ・ 託児ボランティアについては、依頼を早めたり、学校等の予定を早めに把握し人員を確保する。難聴乳幼児支援に興味を持つ人材を増やすためにも、新たな依頼先を拡げていく。 ・ 関係機関との会議で早期発見早期療育への啓発をし、保健・医療から療育への繋ぎをスムーズに行う。また一側性難聴児への対応として、岐阜県難聴児支援センターとの連携をより深め、早期発見から療育へのシームレスな移行体制を確立する。 ・ 安定して診療所耳鼻科嘱託医を確保できるよう、岐阜大学耳鼻科医局との関係を大切にする。 ・ 聴覚障がい乳幼児療育の専門性や卒園生親子との信頼関係が維持できるよう、ベテラン職員によるOJTと内部研修を強化する。

7. 所管課の意見

難聴児の早期発見、早期療育に取り組む中、難聴児への療育等を学ぶ学生や教員への研修の実施や、保護者に向けての各種講座の開催や、園児の就学予定先となる小学校職員との引継ぎ、また卒園生への支援などもきめ細かく行われている。また、「岐阜県難聴児支援に関する検討会」をはじめ関係機関と連携しながら、高度の専門的知識や技術を活かし、児童発達支援センターとしての役割が発揮されている。

8. 指定管理者評価委員会の意見

- ・給食における、賞味期限切れの牛乳提供事案を受け、「安定性・安全性」スタッフの管理、監督体制評価項目をBとする。
- ・今後も、支援を必要とする児童に支援が行き渡るよう専門的な知見を活かされたい。